

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高島市

2. 構造改革特別区域の名称

高島市マキノ町地域給食外部搬入特区

3. 構造改革特別区域の範囲

高島市の区域の一部（旧マキノ町）

4. 構造改革特別区域の特性

高島市は、滋賀県の北西部に位置し、総面積は約693平方キロメートル(うち琵琶湖の面積181.64平方キロメートル)、総人口は約5万3千人を擁している。平成17年1月1日、マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町の5町1村が合併し、新市高島市としてスタートした。

マキノ町は、高島市の北部に位置する農山村地域で高齢化が進み、冬季には1mを超える降雪となることから、若い世代が市の中心部に転居するなどマキノ町の子どもは減少しつつある。平成24年9月末のマキノ町の1歳から5歳までの平均人数は36人で、11歳から15歳の平均54人と比べると18人少ない状況であり、保育コストは少子化が進み高額となってきている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

マキノ町には高島市立マキノ東保育園（定員70人）と高島市立マキノ西保育園（定員90人）があり、いずれもマキノ学校給食センター（調理能力1日1,000食）から車で3分～10分のところに位置している。

マキノ西保育園については調理室の面積が狭い上に昭和53年の建物であることから、近年厨房設備の老朽化も著しく、厨房設備の改修は園児数の増加が見込めないことから、非効率であり困難な状況である。

また、保育園の保護者から食物アレルギーを持つ子どもへの給食が要望されているが、マキノ学校給食センターでは食材混入の可能性があるため、両園での調理は効率性に欠けることから、両園のうちでは設備が新しく対象児童の多いマキノ東保育園の厨房において、アレルギー児への除去食・代替食を調理し両園に提供することが適当である。

そのため本特例措置の活用により、保育園の給食をマキノ学校給食センターから両園に外部搬入するとともに、マキノ東保育園において両園のアレルギー給食を調理し

マキノ西保育園に搬入することによって、給食調理業務の効率化が進み、食材の一括購入とともに経費節減が図られ、節減された経費を保育サービス・子育て支援施策に充てることが可能となる。

また、当市の食育計画に基づき、保育園での給食を生きた教材として正しい食習慣などの「食を営む力」の基礎を身につけさせ、地元の食材の一括購入を通じて、地産地消を進め、地域の活性化に寄与することができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① マキノ学校給食センターで食材の一括購入・調理を行ったうえで、マキノ西保育園とマキノ東保育園に給食の外部搬入を実施することにより、経費の節減を図ることができる。
- ② アレルギー児用の給食については、マキノ東保育園の調理室で一括調理しマキノ西保育園に搬入することにより、学校給食センターからアレルギー調理を隔離することでどちらの調理にも専念することができるとともに、アレルギー食材の誤混入を防ぎ、アレルギー児に対する食の安全を確保することができる。
- ③ 食育計画に基づく食育を推進し集団生活の中で、共通の食事をとることで、食事のマナー、正しい食習慣を身に付けさせ、地元の食材を活用することにより、安全安心なおいしい給食を提供し地産地消を推進する。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 給食の外部搬入方式の実施により、保育所施設の維持管理費や適切な調理員の配置等による人件費など経費の節減が図られ、保育所の効率的な運用が図られる。
- ② 衛生面、安全面で設備の整った調理施設で、両園の給食を同一メニューにより調理することで生じる労力の削減、食材一括購入による経費節減により、その節減経費を他の保育サービスに向けることができる。また、地元の農産物を食材として購入することにより、農業振興に寄与し地域経済への波及が期待できる。
- ③ 保育所において、食育計画に基づき園庭や農園での野菜づくりなどに取り組むことにより、乳幼児が身近な食材を通して食に関心を持ち、食を通じて生活のリズムを作り、基本的な食事のマナーを身に付けることができる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

高島市立マキノ東保育園

高島市立マキノ西保育園

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

マキノ東保育園およびマキノ西保育園の給食を、マキノ給食センターにおいて一括調理を行い、両園に搬入する。

また、アレルギー児の給食については、マキノ東保育園で専属の調理師が一括調理し、マキノ西保育園に搬入することにより、アレルギー児へのきめ細かな対応が可能となり、これら二つの外部搬入により調理員の配置や材料購入等の合理化を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

① 給食の外部搬入の実施にあたっては「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付け雇児発0601第4号）」における外部搬入に当たっての留意事項を順守する。

② 保育所における調理室の面積及び調理設備は以下のとおりであり、再加熱に必要なガス台、保存のための冷蔵庫、配膳台等必要な設備が配置されている。

【マキノ東保育園の概要】

調理室面積	45.08㎡
職員数	園長1人 保育士10人（うち非常勤1人） 調理員1人 用務員1人
調理能力	1日 170食
調理設備	冷凍冷蔵庫、ガス台、配膳台、流し台、食器消毒保管庫他

〈マキノ西保育園調理室設備〉

調理室面積	調 理 設 備
27.77㎡	冷凍冷蔵庫、ガス台、殺菌庫、配膳台、流し台、食器乾燥機

③ 外部搬入方式による給食は0歳児から実施することとするが、マキノ給食センター栄養士が献立を作成し、毎月の献立会議で園児の年齢に応じた調理ができるよう、栄養士と調理員が調理方法等について意思統一を図る。

また、アレルギー児についてはマキノ給食センター栄養士にアレルギー児の情報を提供し、その情報に基づき献立を作成し、保護者に毎月の献立の食材を確認して頂いたうえで、個人に応じた給食を提供する。

さらに、マキノ給食センター及びマキノ東保育園から給食を搬入するが、離乳食も含め乳幼児や体調不良児の給食については、その日の健康状態に配慮し保育園で食事量の調整を行うなど個人に応じた対応を取る。

④ 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を順守する。

給食の搬入については、加熱調理後、専用の容器に入れ、給食運搬車で配送する。搬入された給食は、保育所調理室で配膳し提供する。保存が必要なものについては、冷蔵庫等で保管し、再加熱が必要な場合は再加熱を行い配膳する。

アレルギー食の外部搬入については、専用容器に入れ、マキノ東保育園に給食センターの給食車が到着したときに、マキノ東保育園の給食を降ろし、その後マキノ西保育園用のアレルギー食を積み込み、マキノ学校給食センターでマキノ西保育園の給食を積み込み、マキノ西保育園に給食と共にアレルギー食を届ける。

【給食の配送計画】

平日のみ（土曜日は弁当）

10時40分 マキノ給食センター（マキノ東保育園用給食搬出）
↓
10時50分 マキノ東保育園（給食搬入）（マキノ西保育園用アレルギー給食搬出）
↓ 到着後配膳準備 11時30分から食事
11時10分 マキノ学校給食センター（マキノ西保育園用給食搬出）
↓
11時15分 マキノ西保育園（マキノ西保育園用給食・アレルギー食搬入）
到着後配膳準備 11時30分から食事

【高島市立マキノ給食センターの概要】

調理室面積（全体）	762.59㎡
職 員 数	所 長 1 人（調理員兼務） 栄養士 2 人 調理員 11 人（うち保育園担当 4 人） 運転手 1 人
調 理 能 力	1 日 1, 0 0 0 食
設 備	ドラフト洗米機、一層シンク、ガス立体自動炊飯器、二層シンク、作業台、スーパースライサー、ガスコンビスチーマー、ガス回転釜、機器消毒保管器、ブレンダー、作業台、ガステーブル、グリドル、ガスフライヤー、移動台他